

建設業法に基づく監督処分の概要

【建設業法第28条第1項に基づく指示処分】

1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を行うこと。
 - 3) 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
2. 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）を速やかに文書をもって報告すること。